

令和 8 年度

生涯学習計画



宮城県東部教育事務所

東部教育事務所管内生涯学習推進の基本方針

一人一人が心豊かで、充実した生活を送ることができるような生涯学習社会の実現を目指し、「第2期宮城県教育振興基本計画」に基づき、学校教育と社会教育の連携・協働を図ることにより、生涯にわたる学習の充実に努める。

学校教育

学校教育は、人間尊重の精神に立ち、子供の豊かな人間性の育成を目指して行われるべきものである。また、子供たち一人一人が様々な情報や出来事を受け止め、主体的に判断しながら他者と協働し、未来の創り手となるために必要な力の育成が求められる。

そこで、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、「生きる力」を支える知・徳・体のバランスの取れた育成を図るとともに、志を持って、自らのよりよい生き方を主体的に求める子供を育む教育活動の推進に努める。

本年度の重点

【幼稚園教育】

- ◇ 園の教育課題を踏まえ、創意工夫を生かした特色ある園経営の推進
- ◇ 発達の特性に応じた教育課程の編成
- ◇ 一人一人の特性に応じた指導の充実
- ◇ 小学校教育との円滑な接続
- ◇ 家庭や地域社会、関係機関との連携
- ◇ 専門性を高め合うための園内研修の推進

【小・中学校教育】

- ◇ 主体的な探求を促す「志教育」の推進
- ◇ 創意工夫を生かした特色ある学校づくりの推進
- ◇ 知・徳・体のバランスの取れた「生きる力」の育成
- ◇ 心の通い合う生徒指導の充実
- ◇ 命を守る力を育てる防災・安全教育の推進
- ◇ 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進
- ◇ 専門性を高め合うための教員研修の充実

社会教育

社会教育には、自らの関心や意欲に応じて「いつでも、どこでも、誰でも」学び、交流し、その成果を適切に生かすことを通して、市民の主体的にまちづくりに取り組む意識を育むことが求められる。

そこで、管内市町等の理解と協力を得て、人々の学習機会の充実と学習成果が生かされる環境づくりの充実に努める。

本年度の重点

- ◇ 生涯学習推進基盤の確立
- ◇ 社会教育の推進
- ◇ 家庭・地域・学校による協働教育の推進
- ◇ 家庭教育支援の充実
- ◇ 青少年活動支援の充実
- ◇ みやぎの文化育成支援
- ◇ 子供の読書活動の推進
- ◇ 社会教育関係施設の機能充実

東部教育事務所管内公立幼稚園・こども園・小学校・中学校配置図

- 登米市 迫地区**
- 1 新田幼稚園
 - 2 北方幼稚園
 - 1 佐沼小学校
 - 2 北方小学校
 - 3 新田小学校
 - 1 佐沼中学校
 - 2 新田中学校

- 登米市 石越地区**
- 15 石越小学校
 - 3 石越中学校

- 登米市 中田地区**
- 3 中田幼稚園
 - 9 上沼小学校
 - 6 石森小学校
 - 10 浅水小学校
 - 7 加賀野小学校
 - 5 中田中学校
 - 8 宝江小学校

	石巻地区			登米地区	合計
	石巻市	東松島市	女川町	登米市	
幼稚園	1	0	0	4	5
こども園	2	0	0	2	4
小学校	30	8	1	19	58
中学校	17	3	1	10	31

- 登米市 南方地区**
- 4 南方幼稚園
 - 16 南方小学校
 - 17 西郷小学校
 - 18 東郷小学校
 - 9 南方中学校

- 登米市 東和地区**
- 5 東和小学校
 - 4 東和中学校

- 登米市 登米地区**
- 4 登米小学校
 - 3 登米中学校

- 登米市 津山地区**
- 19 津山小学校
 - 10 津山中学校

- 登米市 米山地区**
- 2 米山こども園
 - 12 中津山小学校
 - 13 米岡小学校
 - 14 米山東小学校
 - 7 米山中学校

- 石巻市 北上地区**
- 2 北上こども園
 - 27 北上小学校
 - 16 北上中学校

- 石巻市 河北地区**
- 1 河北幼稚園
 - 16 飯野川小学校
 - 17 大谷地小学校
 - 18 二俣小学校
 - 10 飯野川中学校
 - 11 河北中学校

- 登米市 豊里地区**
- 1 豊里こども園
 - 11 豊里小学校
 - 6 豊里中学校

- 石巻市 桃生地区**
- 26 桃生小学校
 - 15 桃生中学校

- 石巻市 雄勝地区**
- 19 雄勝小学校
 - 12 雄勝中学校

- 石巻市 河南地区**
- 20 広瀬小学校
 - 21 須江小学校
 - 22 北村小学校
 - 23 前谷地小学校
 - 24 和瀬小学校
 - 25 鹿又小学校
 - 16 河南東中学校
 - 14 河南西中学校

- 女川町**
- 1 女川小学校
 - 1 女川中学校

- 東松島市 鳴瀬地区**
- 7 鳴瀬桜華小学校
 - 8 宮野森小学校
 - 3 鳴瀬未来中学校

- 石巻市 牡鹿地区**
- 28 鮎川小学校
 - 29 大原小学校
 - 30 寄磯小学校
 - 17 牡鹿中学校

- 東松島市 矢本地区**
- 1 矢本東小学校
 - 2 大曲小学校
 - 3 赤井小学校
 - 4 大塩小学校
 - 5 矢本西小学校
 - 6 赤井南小学校
 - 1 矢本第一中学校
 - 2 矢本第二中学校

- 石巻市 石巻地区**
- 1 湊こども園
 - 1 石巻小学校
 - 2 住吉小学校
 - 3 湊小学校
 - 4 釜小学校
 - 5 山下小学校
 - 6 蛇田小学校
 - 7 渡波小学校
 - 8 稲井小学校
 - 9 向陽小学校
 - 10 貞山小学校
 - 11 開北小学校
 - 12 万石浦小学校
 - 13 大街道小学校
 - 14 中里小学校
 - 15 鹿妻小学校
 - 1 石巻中学校
 - 2 住吉中学校
 - 3 湊中学校
 - 4 蛇田中学校
 - 5 渡波中学校
 - 6 稲井中学校
 - 7 山下中学校
 - 8 青葉中学校
 - 9 万石浦中学校

凡例

- : 幼稚園
- : こども園
- : 小学校
- : 中学校

令和8年度東部教育事務所管内学校教育の方針と重点

I 学校教育の方針

- 関係法令及び「第2期宮城県教育振興基本計画」の趣旨が、各学校の実態に応じた教育活動を通して具現化されるよう努める。
- 幼稚園等においては、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨を踏まえ、「生きる力」の基礎を培うとともに、創意ある園経営が推進されるよう努める。
- 小・中学校においては、学習指導要領の趣旨を踏まえ、バランスの取れた「生きる力」を育むことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動が推進されるよう努める。

II 幼稚園教育

(1) 幼稚園教育の重点

1 園の教育課題を踏まえ、創意工夫を生かした特色ある園経営の推進

- ・ 幼児期において育みたい資質・能力及び園の教育課題を踏まえた、創意工夫を生かした教育課程の編成と実施
- ・ 幼児一人一人の命を守り、安全・安心な教育活動の実施のため、園や地域の実態に応じた安全計画等の作成と改善
- ・ カリキュラム・マネジメントと関連付けた学校評価を生かした開かれた園づくりの推進

2 発達の実態に応じた教育課程の編成

- ・ 幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であることを踏まえ、環境を通して行う教育を基本に3つの資質・能力を育成することを意識した教育課程の編成
- ・ 幼児の生活の連続性、季節の変化などを考慮し、幼児の興味や関心、発達の実態を踏まえ、具体的なねらい及び内容を明確にした指導計画の作成
- ・ 幼児期から児童期への発達、学びの連続性を踏まえた教育課程の工夫・改善

3 一人一人の実態に応じた指導の充実

- ・ 幼児の思いや願い、イメージを生かした環境の構成と援助の工夫
- ・ 幼児の「主体的・対話的で深い学び」につながる活動の展開
- ・ 幼児一人一人の実態に応じた指導ができるチームとしての指導体制の整備と活動形態等の工夫
- ・ 幼児の規範意識や道徳性の芽生えを促す指導の工夫

4 小学校教育との円滑な接続

- ・ 就学前の育ちが、小学校以降の生活や学習の基盤となることを踏まえた実効性のある保幼小の連携推進
- ・ 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の共有を図りながら、小学校への円滑な接続に向けた組織的・計画的な取組の推進やアプローチカリキュラムの作成と改善
- ・ 特別な配慮を必要とする幼児についての幼保小連絡会等の効果的な活用

5 家庭や地域社会、関係機関との連携

- ・ 家庭や地域と連携した「はやね・はやおき・あさごはん」等の基本的な生活習慣の形成や規範意識の醸成
- ・ 特別な配慮を必要とする幼児の保育における家庭及び関係機関との連携の推進
- ・ 園内外の事故の未然防止と危機管理マニュアル等の見直しと改善

6 専門性を高め合うための園内研修の推進

- ・ 園の特色と幼児の実態に即した研修の設定と実践の推進
- ・ 指導力の向上を図る研修の推進
- ・ 園の教育課題の解決につながる園内研究の推進
- ・ 幼児一人一人の命を守り、安全・安心な教育活動の実施のため、園や地域の実態に応じた安全計画等の作成と改善
- ・ カリキュラム・マネジメントと関連付けた学校評価を生かした開かれた園づくりの推進

(2) 努力点

1 園の教育課題を踏まえ、創意工夫を生かした特色ある園経営の推進

- ・ 幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、宮城県幼児教育推進指針「みやぎの学ぶ土台づくり」の趣旨及び内容を踏まえるとともに、幼児及び家庭や地域の実態を的確に把握して園の教育課題を明確にし、創意工夫を生かした教育課程の編成と確実な実施に努める。
- ・ 幼児が安全・安心な園生活を送ることができるよう、日常の生活時及び災害等による緊急時における管理体制や避難方法等の見直しを常に図るとともに、環境の変化や実態に応じた安全計画の点検・改善、家庭や地域及び関係機関との連携体制の整備に努める。
- ・ カリキュラム・マネジメントと関連付けながら学校評価の内容について検討を加え、結果の公表に努めるとともに、組織的な改善を行い、地域に開かれた信頼される園経営に努める。

2 発達の特성에応じた教育課程の編成

- ・ 幼児期において育みたい3つの資質・能力を踏まえた教育課程を編成し、実施・評価・改善等を行うことで、組織的かつ計画的に教育活動の質の向上に努める。
- ・ 幼児の生活の連続性や季節の変化などを考慮しながら、幼児の興味・関心、発達を理解し、具体的なねらいや内容を明確にした指導計画の作成と実践に努める。
- ・ 年、期、月にわたる「長期の指導計画」や、週、日の「短期の指導計画」の作成に当たっては、幼児の生活のリズムに配慮し、幼児の意識や興味の連続性のある活動が相互に関連して園生活の中に組み込まれるように努める。
- ・ 保育の記録等を有効に活用しながら活動のねらいに即した反省や評価を行い、次の保育や次年度の指導計画（アプローチカリキュラム含む）に反映させるよう努める。

3 一人一人の特性に応じた指導の充実

- ・ 幼児の思い、気持ちを受け止め、幼児が周囲の環境をどう受け止めているのかを理解するとにより、予想される幼児の活動に対応できる計画的な環境の構成及び適切な援助を行えるような指導体制の確立に努める。
- ・ 様々な人やものとの関わりを通じた多様な体験をさせることで、心身の調和のとれた発達

を促すとともに、幼児の発達に応じた「主体的・対話的で深い学び」の実現に努める。

- ・ 全教職員で幼児一人一人を育てるという視点に立ち、チームとしての指導体制の整備や活動形態等の工夫に努める。
- ・ 家庭との連携を図りながら、他者への思いやりの心や善悪の認識等、規範意識や道德性の芽生えを促すために、自分の気持ちを調整する体験を重ねられるよう工夫する。

4 小学校教育との円滑な接続

- ・ 「宮城県版保幼小接続期カリキュラムの実践に向けて」を踏まえ、保幼小の連携を図りながら、幼稚園教育の一層の充実に努める。
- ・ 小学校教育への円滑な接続がなされるよう意見交換の場を設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなどの連携を図る。また、幼児同士、幼児と児童の効果的な交流、教職員同士の情報交換や合同研修の実施及びアプローチカリキュラムの作成と改善に努める。
- ・ 特別な配慮を必要とする幼児については、幼保小連絡会等を活用し、長所や短所の両面からの実態、就学に当たっての不安な点や配慮が必要な点等を小学校に確実に伝えるように努める。

5 家庭や地域社会、関係機関との連携

- ・ 「はやね・はやおき・あさごはん」等の基本的な生活習慣の形成や規範意識及び道德性の醸成を図るため「みんなでルルブル！」（宮城県教育委員会作成 DVD）を活用するなど、家庭や地域との連携を一層深めながら健全な心身の基礎を培うよう努める。
- ・ 園での生活が家庭や地域と連続性を保ちつつ展開されるように努め、地域の自然、人材、行事や公共施設等の積極的な活用に努める。
- ・ 特別な配慮を必要とする幼児については、個々の幼児の特性に応じて家庭や関係機関との連携を図り、適切な支援に努める。
- ・ 園が地域の子育て支援の活動に関わるなど、地域の幼児教育や子育て支援センターとしての役割を果たすよう努める。
- ・ 家庭や地域社会と連携し、事故の未然防止及び緊急事態に迅速かつ適切に対処できる危機管理マニュアル等を整備するとともにその周知徹底により、安全管理体制の改善に努める。

6 専門性を高め合うための園内研修の推進

- ・ 園の特色や幼児の実態、保護者のニーズ及び教育課題等を踏まえた園内研修の推進と実践に努める。
- ・ 研修の機会を積極的に活用することで、幼稚園教育に対する専門性を高め、自らの能力を向上させていくよう努める。
- ・ 園内研究では、保育記録の累積等により研究の手立ての有効性を検証しながら実践的な研究を行い、幼児一人一人の成長を保障する質の高い幼児教育が推進されるよう努める。

Ⅲ 小・中学校教育

(1) 小・中学校教育の重点

1 主体的な探求を促す「志教育」の推進

- ・ 教育活動全体を通して、一人一人の児童生徒が自己肯定感を高め、主体的に学ぶ意欲と夢や目標を持って努力していく実践の推進
- ・ 地域の教育資源（自然や歴史、伝統行事、産業など）の活用と、地域の人々との交流を通して、郷土に対する理解と関心を高め、共に地域を支え合う意識を育む体験活動の充実
- ・ 校種間の連携を図り、集団の中で果たすべき役割や将来の社会人としてのよりよい生き方を主体的に探求させる教育活動の工夫

2 創意工夫を生かした特色ある学校づくりの推進

- ・ 全ての児童生徒の安心できる学びの場の確保と、児童生徒が互いに認め合う場面を実現する、魅力ある・行きたくなる学校づくりの推進
- ・ 児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育内容や時間の配分、必要な人的・物的体制の確保、教育課程の実施状況に基づく改善などを通して、教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントの推進
- ・ 学校と地域との連携・協働を基盤とし、保護者・地域と共につくり実践する特色ある教育活動の展開

3 知・徳・体のバランスの取れた「生きる力」の育成

【基礎的な学力の定着と活用する力の伸長】

- ・ 「子供の学びを支援する5つの提言」を踏まえ、自立した学習者の育成を目指した指導・支援及び指導に生かす評価方法の工夫改善
- ・ 1人1台端末等のICT機器を活用した個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実による「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善
- ・ 全国学力・学習状況調査及び宮城県児童生徒学習意識等調査等の結果の活用

子供の学びを支援する5つの提言 ～自立した学習者の育成を目指して～

- 1 子供の声を受け止め、適切な支援をすることで、安全・安心に学べる環境をつくりましょう
- 2 子供をほめること、認めることで、やり抜く力を育てましょう
- 3 子供が様々な学び方を知り、主体的に学習ができるように支援することで、学びに向かう力を育てましょう
- 4 自分の考えを発表したり、交流したりする活動を充実させることで、深い学びにつなげましょう
- 5 家庭学習の質的向上を図るとともに、読書の時間を増やす働き掛けをしましょう

【感性豊かでたくましい心を持つ子供の育成と支援】

- ・ 教育活動全体を通じた、自己の生き方を考え、よりよく生きる力を育む道徳教育の充実
- ・ 生命を大切にすることを育む社会体験や自然体験等の活動を通じた豊かな人間性の育成
- ・ 温かい人間関係を育み、安心して楽しく学ぶことのできる安全で質の高い教育環境の整備と充実

【健康な体づくりと体力・運動能力の向上】

- ・ 心と体を一体に捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進する資質・能力の育成
- ・ 全国体力・運動能力調査結果を生かした指導方法の改善
- ・ 健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの基礎を培う教育の充実
- ・ 家庭との連携による食習慣・運動習慣の確立

4 心の通い合う生徒指導の充実

- ・ 全ての児童生徒を対象とした発達支持的生徒指導の推進と、児童生徒が主体的に学んだり活躍したりできる安全・安心な学級・学校づくりの一層の充実
- ・ 一人一人の児童生徒や保護者の心に寄り添った校内指導体制の確立と教育相談体制の強化
- ・ いじめの未然防止や、登校に不安を抱える児童生徒の支援に努めることと家庭や関係機関等との連携の強化
- ・ 接続期の環境変化への不応適や戸惑いを考慮した、児童生徒情報の交換をはじめとする保・幼・小・中・高の連携の強化と円滑な接続

5 命を守る力を育てる防災・安全教育の推進

- ・ 児童生徒が災害や様々な危険から自らの命を守り、他者の安全に貢献する心を育てる、発達の段階に応じた防災・安全教育の充実
- ・ 防災主任等を中心とした防災体制の強化と家庭や地域、関係機関等との連携
- ・ 学校や地域の特性に応じた学校防災マニュアルの見直し・改善と、全教職員の共通理解の徹底

6 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進

- ・ 障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ環境の構築
- ・ 特別な配慮を必要とする児童生徒の教育的ニーズに応じた教育活動の充実
- ・ 「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」の作成・活用による教育の充実
- ・ 家庭や医療、福祉等の関係機関との連携の推進

7 専門性を高め合うための教員研修の充実

- ・ 教員としての使命と責任を自覚し、豊かな人間性や社会性を養うとともに、資質・能力の向上を図る研修の推進
- ・ 学年・学級経営力や授業力、生徒指導力等、教育課題の解決を図る実践的な指導力を高め合う研修の充実
- ・ 自立した学習者の育成を目指す単元全体を見通した授業づくりのための校内研究の推進
- ・ ICTを活用した効果的・効率的な研修の充実

(2) 努力点

1 志教育

- ・ 教育活動全体を通じて、自分のよさや可能性を発揮することで自己有用感を育てつつ、学ぶことの必要性や将来の生き方を考える態度を育む。
- ・ 「志教育」の3つの視点に基づき、発達の段階に応じた系統的な教育を進める。
- ・ 「みやぎの先人集『未来への架け橋』」及びDVD資料、「みやぎの先人集第2集『未来への架け橋』」等の積極的な活用を図る。
- ・ 児童生徒が活動を振り返って自身の変容や成長を自己評価し、次への目標や活動の見通しを持てるよう、志シートを生かすなどしたキャリア・パスポートの活用を図る。
- ・ 校長の指導の下、志教育担当教諭を中心に、年間指導計画を確認の上、全職員で指導体制を整備し、他校種や地域、家庭、企業等との連携を図りながら、実態に応じた取組を推進するよう努める。

2 学ぶ土台づくり

- ・ 宮城県幼児教育推進指針「みやぎの学ぶ土台づくり」に掲げる目指す子供の姿「元気いっぱい、夢いっぱい、瞳かがやく“みやぎっ子”」の具現化に向けて、4つの基本方向の「親子間の愛着形成の促進」「基本的生活習慣の確立」「豊かな体験活動による学びの促進」「幼児教育の充実のための環境づくり」を推進していく。

- ・ 幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図るため、保育所、幼稚園・こども園等、小学校の職員同士の相互参観や交流及び研修、幼児と児童の交流などを通して連携を図り、それぞれの発達の段階と指導方法等の違いを相互に理解し合い、学びと発達の連続性を確保する視点に立った指導に努める。
- ・ 幼児期に育まれたことが小学校での各教科等における学習に円滑に接続されるよう、「保幼小接続期カリキュラム」の作成と見直し、活用の促進に努める。
- ・ 子育ての楽しさややすばらしさを感じることができるよう、中学校では、保育体験等の体験活動や、家庭を持ち、子を産み、育てるということの意義を考える機会を提供し、「親になるための教育」を推進するよう努める。
- ・ 「はやね・はやおき・あさごはん」の励行及び体力の向上、食育の推進を通して基本的な生活習慣の形成を図る。
- ・ 幼児教育アドバイザー派遣事業や幼児教育ポータルサイトを積極的に活用し、質の高い環境づくりを常に意識した教育・保育の実践に努める。

3 防災教育

- ・ 「みやぎ学校安全基本指針」で示された「学校における安全教育を通して身に付けさせたい5つの力と心」（①自らの身を守り乗り切る力【自助】 ②知識を備え行動する力【自助】 ③地域の安全に貢献する心【共助・公助】 ④安全な社会に立て直す力【共助・公助】 ⑤安全安心な社会づくりに貢献する心【公助】）を踏まえ、教科や特別活動等を含めた教育活動全体を通じて、児童生徒等の発達段階に応じた計画的・継続的な防災教育を推進し、防災意識の向上及び災害対応力の強化を図る。
- ・ 「みやぎ学校安全基本指針」及び「みやぎ学校安全基本指針【追補版】」、「第2次みやぎ学校安全推進計画」に基づき策定した学校安全計画及び学校防災マニュアルによる実践と、それを基にした検証を行い、更なる改善に努める。
- ・ 東日本大震災の教訓を踏まえ、様々な状況を想定し児童生徒等の安全が確保されるよう、管理職及び防災担当者が不在の場合の責任者及び緊急時の対応等についても学校防災マニュアルに定め、全教職員に周知徹底する。
- ・ 「危険を回避する力と他者や社会の安全に貢献できる心」を育むため、「みやぎ防災教育副読本」を教科等の年間指導計画に位置付け、計画的な活用を図る。
- ・ 児童生徒等の安全確保を円滑に行うため、災害時の対応等を共有するなど、地域や関係機関と連携し、地域に根ざした防災教育の推進に努める。
- ・ 災害発生時の状況を的確に把握し、児童生徒等の安全確保を最優先とした適切な指示や支援を迅速に行う対応力を培うために、安全担当主幹教諭や防災主任を中心として、学校防災マニュアルを基本としつつ、学校の立地状況や地域の実情に応じた内容について、校内研修等の充実に努める。
- ・ 「みやぎ学校防災ポータルサイト『みやぼう』」を参考に、実効性のある学校防災マニュアルの見直し・改善を図る。

4 学習指導・学習評価

- ・ 「子供の学びを支援する5つの提言」を踏まえ、自立した学習者の育成を目指す。
- ・ 各教科等においては、目標の達成に向け、学年及び校種間における指導の系統性や発展性を踏まえた指導計画を作成する。
- ・ 知識及び技能の習得とともに思考力、判断力、表現力等を総合的に育む観点から、相互の関連に配慮し、単元全体を見通した授業改善に努める。
- ・ 国や県の調査結果等から明らかになった児童生徒の成果と課題を踏まえ、県検証改善委員会報告書等を活用して授業改善サイクルを確立し指導に生かす。

- ・ 1人1台端末等のICT機器を活用した個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実による「主体的・対話的で深い学び」の視点から、指導の工夫改善に努める。
- ・ 学習指導要領や「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」等を基に、「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の評価の観点を踏まえ、学校全体における共通の指導観、評価観で適切な評価を行うとともに、効果的かつ効率的な評価の充実を図る。
- ・ 評価規準、評価方法等に関して、校内の教員間で十分に検討を行い、同一地区内等の学校間における連携を図るなど、妥当性、信頼性等の向上に努める。

5 道徳教育

- ・ 学校教育における道徳教育は、道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行う。道徳科はもとより、各教科等のそれぞれの特質や、児童生徒の発達の実態に応じて、適切な指導を行う。
- ・ 校長の明確な方針の下、道徳教育推進教師が中心となり、全教職員が協力して道徳教育を展開できる体制を整える。
- ・ 全体計画及び別業の作成に当たっては、児童生徒、学校及び地域の実態を考慮した重点目標を設定するとともに、道徳科における内容項目の重点化を図る。
- ・ 道徳科の年間指導計画は、道徳教育の全体計画に基づき、各教科等との関連を考慮しながら作成する。作成に当たっては、児童生徒や学校の実態に応じ、小学校では2学年間、中学校では3学年間を見通した重点的な指導や内容項目間の関連を密にした指導などの工夫に努める。
- ・ 道徳的価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考え方を深められるよう学習過程を工夫する。
- ・ 教師と児童生徒の信頼関係や児童生徒相互の人間関係を育て、一人一人が自分の感じ方や考え方を伸び伸びと表現できる学級経営に努めるとともに、道徳科の授業を進めるに当たっては、自分の考えを基に話し合ったり書いたりするなどの言語活動の充実を図る。
- ・ 地域教材としての「みやぎの先人集『未来への架け橋』」及びDVD資料、「みやぎの先人集第2集『未来への架け橋』」等を活用し、郷土の先人の生き方や考え方に触れさせ、郷土や国を愛する心を育てる。
- ・ 集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動などの道徳性を養うための体験活動と、道徳科の指導の時期や内容との関連を考慮した指導の意図の明確化と工夫を図る。
- ・ 学校における道徳教育への理解と協力を家庭や地域から得られるよう、授業を公開するとともに、道徳教育の取組に関する情報の積極的な発信に努める。
- ・ 道徳科の評価は、児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める。年間や学期にわたって児童生徒がどれだけ成長したかという視点を大切にするとともに、学校として評価方法や評価結果について検討し、共通理解を図る。

6 体力向上と健康教育

【学校における体力向上】

- ・ 全教職員の理解と協力の下、家庭や地域との連携し、体力向上の取組を推進し、常にその活動について工夫改善に努める。（体力・運動能力向上センター事業の活用）
- ・ 学校全体として児童生徒の体力・運動能力に関する課題を明確にし、課題解決に向けた具体的な対策を全教職員で共有し、体力向上・運動習慣確立のための取組を確実に実践するよう努める。
- ・ 体育科・保健体育科の指導においては、体力・運動能力調査結果を積極的に活用し、児童

生徒が運動の楽しさを味わいながら、個々の体力・運動能力に関する課題解決に向けて取り組めるよう工夫する。

- ・ 家庭や地域において、児童生徒が主体的に運動・スポーツに親しむ態度を育てるために、運動機会の創出を図るように努める。また、児童生徒の健康や体力・運動能力の重要性について、家庭や地域への啓発を図るとともに、地域で実施している運動・スポーツ活動と学校教育活動との関連を図る。
- ・ 体育施設等の点検整備を定期的に行うとともに、活動中の事故防止のため、安全に配慮し、万が一の事故発生時における応急手当ての心得を持って指導に当たる。

【学校保健】

- ・ 児童生徒の心身の健康の保持増進を図るため、健康診断、環境衛生検査、児童生徒に対する指導等について学校保健計画を策定し、職員間の連携を密にしながら、組織的な取組の充実に努める。
- ・ 基本的な生活習慣の乱れ、心の健康、性の問題行動、喫煙・飲酒、薬物乱用、生活習慣病、アレルギー性疾患、感染症、肥満、むし歯、視力低下等、直面している健康課題の指導については、体育科・保健体育科との関連を図るとともに、教育活動全体を通して体系的な指導を行うように努める。
- ・ 健康相談や日常的な健康観察を通して児童生徒の心身の健康状態を把握するとともに、教職員相互及び家庭と連携し、児童生徒の個に応じた指導の充実に努める。
- ・ 震災後、児童生徒を取り巻く家庭や生活環境の問題が複雑化してきていることを踏まえ、長期的・継続的な心のケアに努める。
- ・ 学校保健委員会等の組織活動の活性化に努めるとともに、必要に応じて地域の医療機関やその他の関係機関との連携を図るように努める。
- ・ 児童生徒が性に関して適切に理解し、行動することができるように、学校全体で共通理解を図るとともに、保護者の理解を得ながら、発達の段階を踏まえた指導の充実に努めるように努める。
- ・ 感染予防対策として、手洗いやマスクの着用、検温、消毒、換気等、予防方法や健康管理等について共通理解を図りながら、児童生徒への指導や家庭への啓発及び協力の働き掛け等、継続した取組に努める。

【学校安全】

- ・ 安全担当主幹教諭や安全教育主任を中心として、学校安全の組織的な校内体制を確立するとともに、「みやぎ学校安全基本指針」及び「みやぎ学校安全基本指針【追補版】」、「第2次みやぎ学校安全推進計画」等に基づき、学校の立地状況や地域の実情に応じた学校安全計画を策定し、実践・評価・改善に努める。
- ・ 施設及び設備や地域の危険箇所の定期的な安全点検、通学を含めた学校生活、その他日常生活における安全に関する指導事項について、校内組織の機能性を高めるとともに、家庭・地域社会との連携を図る。
- ・ 「日常の危機管理」、「発生時の危機管理」、「発生後の危機管理」の三段階の危機管理に努める。
- ・ 危機管理マニュアルに基づく避難訓練等の実践に当たっては、児童生徒の心のケアに配慮しつつ、地域及び関係機関との連携を図り、実践的な訓練を実施するとともに、常にマニュアルの見直しや実践等の改善に努める。
- ・ 学校安全の3領域（災害安全・交通安全・生活安全）において、危険を予測し、回避できるような能力・態度を育成するとともに、事故防止について、組織としてより具体的な指導の徹底に努める。

- ・ 児童生徒や教職員の生命に関わる事故や傷病等に対する緊急時における「救命アクションカード」を活用した対応訓練を実施するなど、教職員一人一人が迅速で適切な対応ができる行動力を身に付けるとともに、組織的に効率的な対応ができる体制の確立に努める。

【食に関する指導】

- ・ 「食に関する指導の手引―第二次改訂版―」を参考に、「食に関する指導の目標」及び「食育の6つの視点」に関わる資質・能力の三つの柱を踏まえた全体計画及び年間指導計画の見直しと改善を図り、発達の段階に応じた継続的な指導に努める。
- ・ 各教科等の内容と関連させた指導を行うとともに、栄養教諭や養護教諭等の専門性を生かすなど教職員間で連携しながら、栄養のバランスや規則正しい食生活、食品の安全性等、食育の推進に努める。
- ・ 家庭や地域と連携した取組を行うことで、食の重要性を啓発するとともに、幼・小・中・高・特の校種間で連携・協力し、生涯を通じた望ましい食習慣の形成を図る。
- ・ 偏食、肥満・やせ傾向、食物アレルギーのある児童生徒の情報を校内で共有し、児童生徒及び保護者との個別の相談等を行うなど丁寧な対応に努める。

7 放射線等に関する指導

- ・ 各教科の特性・内容との関連や、各市町の対応計画を踏まえながら、学校安全計画への位置付けを図り、計画的に実施する。
- ・ 関連する教科等の学習だけではなく、横断的な学習としての環境教育、防災教育、健康教育、人権教育などにおいて柔軟に指導することが望ましい。
- ・ 指導に当たっては、「放射線副読本」を活用し、放射線に関する科学的な理解を深めるとともに、原子力発電所の事故についても自分事として捉え、これからの社会の創り手として児童生徒が自ら考え判断し、よりよい行動を取ることにつなげることが求められる。
- ・ 地域や関係機関との連携を図るとともに、学習効果を上げるため、関係機関の専門家等を積極的に活用したり、児童生徒だけでなく家庭への啓発を行ったりすることも考えられる。

8 生徒指導

【全般】

- ・ 日常の指導を通して、教職員と児童生徒の信頼関係の構築に努めるとともに、生徒指導の実践上の4つの視点（自己存在感の感受、共感的な人間関係の育成、自己決定の場の提供、安全・安心な風土の醸成）を意識した教育活動を行い、自己指導能力を育成する。
- ・ 各学校における生徒指導の方針の下、生徒指導主事（主任）やいじめ対策・長欠担当者を中心に情報の集約と共有を図り、教職員一人一人が当事者意識を持って組織的・機能的な指導・支援が展開できるよう指導体制の一層の充実を図る。
- ・ 児童生徒の健全育成のため、家庭や地域、関係機関との連携の強化を図り、一体となって問題の未然防止、早期発見・早期対応に努める。
- ・ 法に規定されている「重大事態」の定義を正しく理解し、重大事態が疑われた時点で速やかに市町教育委員会に報告をし、指導や支援を受けながら、更に調査、対応を進める。

重大事態とは

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が*相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（いじめ防止対策推進法第28条第1項）

* 第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

【登校に不安を抱える児童生徒等への支援】

- ・ 教職員が全ての児童生徒にとって安全安心な学校づくりを進める「居場所づくり」と全ての児童生徒が活躍し、互いが認めあえる場面を実現していく「絆づくり」を実践することで、登校に不安を抱える児童生徒等を新たに生まない、魅力ある・行きたくなる学校づくりを目指す。また、登校に不安を抱える児童生徒等への支援に当たっては、「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」等を参考に、「児童生徒理解・支援シート」等を活用し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携を図りながらアセスメントを行い、支援の必要な児童生徒一人一人の状況の的確な把握に努める。
- ・ 多様な学習の機会や体験の場、心身のサポートを提供するために、誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で目指すCOCOLOプラン等を参考に、関係機関等と積極的に連携し、組織的・機能的に支援を行う。

【いじめ問題】

- ・ いじめ問題に対する様々な取組が実効的なものになっているかどうかについて、保護者や地域住民等を加えた「学校いじめ問題対策委員会」等において「学校いじめ防止基本方針」の点検・見直しを行い、行動の一元化を図りながら、未然防止、早期発見・早期対応に努める。
- ・ いじめの定義に基づいた積極的な認知と組織的対応、被害児童生徒に寄り添った丁寧な初期対応に努める。また、いじめの認知件数が零であった学校は、児童生徒や保護者、地域向けに公表し検証を仰ぐことで認知漏れを防ぐ。
- ・ いじめ対応研修テキスト「いじめ対応の手引き」等を活用した研修を実施し、教職員のいじめ問題への対応力を高める。
- ・ メールやSNSによるいじめや性被害等の防止を強化するため、小学校の早い段階から、家庭や関係機関と連携し、インターネットの適切な利用に関する教育及び情報モラルに関する教育を推進する。

【その他】

- ・ 問題行動等への対応に当たっては、児童生徒を取り巻く家庭、学校、社会環境などの様々な要因を多面的かつ客観的に理解し、個に応じた対応を組織的に行うことに努める。
- ・ 保育所や幼稚園・こども園等、小学校、中学校、高等学校における接続期の環境変化への不適応や戸惑いの解消のために、児童生徒情報の交換等の確実な引継ぎを行い、児童生徒一人一人に応じた指導を工夫する。
- ・ 児童生徒の援助希求的態度を育成するため、スクールカウンセラーや専門機関等と連携し、各学校の実情を踏まえ、「SOSの出し方に関する教育」を積極的に推進する。
- ・ 震災の体験や環境の変化に伴う影響を踏まえ、心のケアや教育相談の充実を図り、児童生徒や保護者が速やかに相談できる校内体制を整えるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育事務所専門カウンセラー、相談機関等の積極的な活用を図る。

9 進路指導

- ・ 生徒一人一人が目的意識を持ち主体的に進路選択をしていくためのガイダンス機能を充実させるとともに、保護者や地域の人々、関係機関との連携を図りながら、進路指導に関する啓発的な体験活動を計画的・継続的に実施する。
- ・ 「キャリア・パスポート」等を活用し、これまでの学習や生活を通して学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を充実させる。
- ・ 進路相談の計画的・継続的な実施や、生徒一人一人の進路に関する課題の把握と解決に向けた適切な支援に努める。

- ・ 生徒が自らの生き方を考え、主体的に進路を選択することができるよう、生徒及び保護者等に寄り添った教育相談に努める。

10 国際理解教育

- ・ 国際理解への関心を高めるための体験的な活動を積極的に取り入れた指導計画の作成に努めるとともに、身近なところから他の国々とのつながりが実感できるよう指導内容を工夫する。
- ・ 日本及び諸外国の歴史や文化、伝統等についての理解を深め、互いを尊重する態度を養うよう「外国語活動」「外国語」や「国際交流活動」等の国際理解に資する教科等との関連を図りながら指導の充実に努める。
- ・ 日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒に対する指導においては、日本語能力、母語の能力、発達の段階、基礎的な学力、文化的な背景等を踏まえた対応が求められることから、一人一人への適切な対応に向けて、文部科学省作成資料等を活用し、誰もが安心して学習活動に取り組める環境づくりに努める。

11 情報教育

- ・ 「ICT活用は当たり前」という考え方へシフトチェンジし、ICTの新たな可能性を指導に生かしていくよう、教育DXの一層の推進に努める。
- ・ 児童生徒の発達の段階に応じ、各教科等の目標、内容及び相互の関連を踏まえつつ、1人1台端末やクラウド環境等を効果的に活用した学習活動を充実させ、情報活用能力の育成に努める。
- ・ 小学校では、児童が情報手段に慣れ親しむとともに、適切に活用しながら、受け手の状況を踏まえて発信する能力等を育む学習活動が展開できるよう工夫する。
- ・ 中学校では、生徒が情報手段を活用し、必要な情報を主体的に収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達する能力等を育む学習活動の充実に努める。
- ・ 家庭と連携を図り、1人1台端末を活用した家庭学習の取組を積極的に推進する。
- ・ 小・中・高等学校を通じてプログラミング教育の充実に努める。特に、小学校においては、文字入力など基本的な操作を習得させるとともに、プログラミング的思考の育成に努める。
- ・ みやぎSNSナビゲーションや情報活用ノート、「1人1台時代の『メディアとのつきあい方』ガイドブック」の活用を通して、個人情報保護、児童生徒の健全な発達を阻害する不適切な情報（有害情報等）、著作権の侵害及びSNSに起因するインターネット上のトラブル等に対応した情報モラルに関する指導の充実に努める。
- ・ 学校CIOのリーダーシップの下、情報化推進リーダーを中心に、研修の充実と情報教育の推進及び情報セキュリティの確保等に十分配慮した校内体制づくりを推進する。また、小学校においては、プログラミング教育等に係る授業実践を積み重ねるとともに、校内研修を計画的に実施する。

12 環境教育

- ・ 持続可能な社会の創り手となることが期待される児童生徒の生きる力を育むに当たって自然環境や資源の有限性等の中で持続可能な社会を創る等の資質・能力を教科等横断的な視点で育成することに努める。
- ・ 地域や児童の実態に即した「体験活動」を核とし、学校全体でESD・SDGs等との関連を踏まえた年間指導計画の作成と改善に努める。
- ・ 持続可能な社会を構築していくための資質・能力を、児童生徒に育成するよう努める。そのためには、身の回りの環境と自分自身との関わりを考えさせ、豊かな感受性や探求心、批判的思考、多面的・総合的に考える力、環境への実践力、他者との協力による問題解決力などを育むことが求められる。

13 福祉教育

- ・ 教育活動全体を通して組織的・継続的に推進されるよう、各教科等との関連を大切にしながら、学校や地域の実態及び児童生徒の発達の段階を踏まえた全体計画、年間指導計画を作成し、実践と改善に努める。
- ・ 「共に生きる」福祉の心を育てる指導の充実を目指し、総合的な学習の時間や特別活動との関連を図りながら、児童生徒が主体となった社会福祉施設との交流学习やボランティア活動など、豊かな体験活動を推進する。
- ・ 家庭や地域との連携を図りながら、発達の段階に応じた具体的な体験活動を通して、協力・奉仕する態度や福祉に関する問題を解決する実践力を育成する体制を構築する。

14 人権教育

- ・ 人権尊重の精神を基盤とし、差別や偏見をなくすとともに、異文化や多様性を理解して共に生きようとする「共生の心」を育む。
- ・ 人権感覚を身に付けさせるため、各教科等と関連付けた全体計画・指導計画を作成し、指導内容の明確化と継続的な改善を図る。
- ・ 教職員と児童生徒の信頼関係、および生徒相互の好ましい人間関係を構築する。また、言語環境や教室環境を整え、一人一人の人権を大切にされた学級経営や生徒指導を徹底する。
- ・ 性別による固定的な役割分担や差別を解消し、性的マイノリティへの配慮を含め、性別に関わらず一人一人の個性と能力が等しく尊重される態度の育成に努める。

15 図書館教育

- ・ 読書センターとしての機能と、学習センターとしての機能、情報センターとしての機能を果たせるよう、公共の図書館等との連携を一層進め、蔵書や読書環境等の整備、必要な資料の充実に努める。
- ・ 図書館教育担当者や学校図書館司書を中心に教職員の協力体制を確立し、読書好きの児童生徒を増やすとともに、学校図書館が校内における「心の居場所」としての役割を果たせるよう努める。
- ・ 各教科等において、学校図書館の機能を計画的に利活用し、児童生徒の主体的な学習活動や読書活動を推進する。
- ・ 地域のボランティアの人材確保、公共の図書館の利活用等、家庭や地域との連携・協力を一層進め、地域に開かれた学校図書館づくりに努める。

16 ふるさと教育

- ・ 志教育との関連を図りながら、郷土の自然や文化を愛し、その保全・保護、伝承等に努め、郷土の発展に寄与しようとする心情と態度の育成に努める。
- ・ 児童生徒の実態や地域の実情に応じて、地域の自然や歴史、文化、産業、芸能等に関わる体験的な学習を推進し、自らも住みよい生活環境を築こうとしたり、芸術文化を創造しようとする心情と態度を身に付けられるよう指導を工夫する。

17 主権者教育・租税教育・消費者教育

- ・ 学習指導要領に基づき、将来の社会を担う主権者として必要な基礎的な知識・技能及び態度を身に付けさせるための指導を段階的・系統的に実施する。
- ・ 将来の社会の一員としての自覚と責任を果たせるよう、各学校種（幼・小・中・高・特）における発達の段階に応じた主権者教育、租税教育、消費者教育の推進に努める。実施に当たっては、外部人材の活用や関係機関との連携などを工夫する。
- ・ 各教科等の学習を基に生活上の諸問題を発見・解決したり、諸活動を計画・運営したりす

るなど、主体的に社会参画することの意義や価値を発達段階に応じて身に付けられるよう指導を工夫する。

18 へき地教育

- ・ 地域の特性と児童生徒の実態等を踏まえ、学校課題の解決に向けた教育課程の編成と実施に努める。
- ・ 地域の自然や風土及び文化的行事、人々との触れ合い等、地域素材の教材化が進んでいることを生かし、目的やねらいの焦点化を進める。
- ・ 異校種連携、地域内外の人々との交流、ICTの効果的な活用など、目的に応じた指導の工夫を通し、社会性や協調性及び発表力や表現力の育成に努める。
- ・ 学校の実情に応じて、他校とのオンライン交流や合同授業、TT、教科担任制等による指導を取り入れるなど、授業の充実に努める。
- ・ 複式学級における指導では、学年別指導や同単元指導などの指導類型の特性を理解し、計画的・段階的な指導に努める。

19 特別支援教育

【教育課程の編成及び個別の支援計画等】

- ・ 障害のある幼児児童生徒（以下「児童生徒等」という。）一人一人の実態を的確に把握した上で、学級の状況や障害の程度、学習上の特性等を考慮し、最も適切な教育課程を編成することに努める。
- ・ 「個別の教育支援計画」のより高度な活用を意図し、「誰一人取り残さない学校づくり」の一環として、本人・保護者の願いや医療的ニーズを計画に反映させ、幼児期から学校卒業までを見据えた、切れ目のない支援を展開する。

【学習活動の充実】

- ・ 自立活動については、児童生徒等が自立し社会参加する資質を養うという自立活動の意義を全教職員で共有し、各教科等と関連させながら、教育活動全体を通じて計画的に指導を行う。
- ・ ICTを最大限に活用するなど、一人一人の特性に応じた「個別最適な学び」を提供するとともに、児童生徒等が互いの違いを尊重し、学び合い、高め合う「協働的な学び」を一体的に推進する。
- ・ 合理的配慮の提供を基礎とし、ユニバーサルデザインの視点に基づいた授業改善を推進することで、全ての児童生徒等が「分かる・できる」を実感できるインクルーシブな学習環境を構築する。

【校（園）内体制の整備と教員の専門性の向上】

- ・ 通常の学級に在籍する特別な配慮を必要とする児童生徒等に対し、特別支援教育コーディネーターを中心に校（園）内委員会等の支援体制を強化し、本人・保護者に寄り添いながら合意形成を重視した組織的な支援を行う。
- ・ 通級による指導を行う場合には、対象となる児童生徒等の「特別の教育課程」の届出を行うとともに、障害の状況や教育的ニーズに応じて、「個別の教育支援計画」を確実に作成する。また、通級指導担当者とは在籍学級担任や教科指導担当者、保護者との連携を密にして、共通理解の基に指導が効果的に行われるように努める。更に、「個別の指導計画」に基づき、適切な学習内容や支援方法の工夫・改善に努める。
- ・ 交流及び共同学習を進めるに当たっては、対象となる児童生徒等の教育的ニーズに対応した内容・方法を検討し、より教育的効果が得られる取組にするために、校（園）内の共通理解と協力体制の整備を図る。
- ・ 全ての教職員が研修等を通じ、医療的ケアを含む最新の知見や発達障害への理解を深め、

学校全体として多様なニーズに対応できる指導力の向上に努める。

【進路指導・就学支援】

- ・ 児童生徒等が将来の夢や目標を持ち、主体的に進路を選択できるよう、全教職員が関わる計画的・組織的な進路指導を行う。その際には、教育機関、企業、ハローワーク、福祉等の関係機関と早期から連携し、社会自立に向けた基盤を培う。
- ・ 生涯にわたる自立を見据え、本人・保護者との合意形成を図り、組織的な連携による適切な学びの場の確保と「切れ目のない支援」に努める。
- ・ 「個別の教育支援計画」等の情報は、学年更新時だけでなく、転学、進学、就職等の移行期においても確実に引継ぎを行い、学校種を超えた支援の連続性を確保する。

I 令和8年度東部教育事務所管内社会教育の方針と重点

◎ 基本方針 -----

「第2期宮城県教育振興基本計画」を受け、「管内生涯学習基本方針」に基づき、各市町・関係機関の理解と協力を得て、生涯学習基盤の整備と生涯学習の観点に立った事業の展開を推進する。

◎ 重点事項 -----

1 生涯学習推進基盤の確立

- (1) 市町の実態に即した生涯学習推進体制の整備及び支援
 - 宮城県生涯学習審議会及び生涯学習推進に関わることについて情報提供に努める。
 - 東部教育事務所管内の視聴覚センター等との連携を図り、高度情報化社会に対応した情報教育と視聴覚教育推進の支援に努める。
- (2) 生涯学習プラットフォームの構築
 - 関係機関や関係諸団体（地域、NPO、企業等）との連携を図る。
 - 「人・もの・こと」の情報の集積・発信とゆるやかなネットワークを結ぶ。
 - 管内市町公民館等への訪問指導や生涯学習関連施設への視察訪問を行う。
- (3) 学習機会の充実・生涯学習支援者等の育成と活用
 - 多様化する県民の学習活動を支援するため、広域的で専門的な学習機会を提供する。
 - みやぎ県民大学開放講座の開設支援と広報活動等を通して生涯学習の重要性を啓発し、その学習成果の社会還元を図るよう支援に努める。
 - 地域の生涯学習・社会教育関係者や各種団体等への支援や育成を図り、その積極的な活用を奨励する。
- (4) 障害の有無にかかわらず学ぶことができる生涯学習の推進
 - 障害の有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせる地域社会を実現するため、管内の障害者に対応した生涯学習について、情報収集と情報提供を行う。
 - 管内で障害者の生涯学習に関わっている機関・団体等とのネットワーク形成を図る。

2 社会教育の推進

- (1) 社会教育推進体制の充実
 - 協働教育関係研修会及び各種会議を開催し、家庭・地域・学校、関係機関や各種団体とのネットワークの構築を図ると共に県生涯学習課・教育事務所連絡会議に基づく市町への情報提供及び支援を行う。
- (2) 社会教育関係職員研修の充実
 - 社会教育関係職員としての資質向上が図れる研修会及び社会教育を支える指導者養成の研修会についての情報提供を積極的に行う。
- (3) 社会教育指導者の育成
 - 各市町へ東北大学社会教育主事講習や国社研[B]についての情報提供を積極的に行い、社会教育主事・社会教育士の育成を支援する。
- (4) 社会教育関係団体活動促進事業の実施
 - 管内の社会教育関係団体の活動状況の把握に努め、必要に応じ助言する。

3 家庭・地域・学校による協働教育の推進

- (1) 協働教育推進総合事業の推進
 - 家庭・地域・学校の連携・協働の推進を図る研修会を開催し、人材育成に努める。
 - 協働教育の普及・啓発及び推進に功績のあった個人・団体について情報把握に努める。
 - 教育応援団（教育活動を支援したい団体・個人・企業）の発掘及び学校や社会教育施設等と教育応援団とのマッチング会議（交流、相談等）を開催する。
 - 各市町の放課後子供教室を訪問指導し、事業の推進と充実を図る。
 - 地域学校協働本部の組織化とコーディネート機能の充実に向けて支援する。
- (2) 部活動地域移行の推進（文化部）
 - 各市町における文化芸術活動の環境整備及び文化部活動の地域移行に向けた環境整備への支援を行う。

4 家庭教育支援の充実

- (1) 家庭教育支援体制の充実
 - 家庭教育に係る団体や人材、学習機会等について情報収集及び情報提供することで、地域全体で家庭の教育力を支える環境の整備を図っていく。
- (2) 家庭教育支援者等の養成と活動促進
 - 子育てサポーター養成講座等を開催するとともに子育てに関する情報を提供する。
 - 家庭教育支援チームの設立と運営・資質向上への支援を行う。

5 青少年活動支援の充実

- (1) 青少年の体験活動の充実
 - 松島自然の家等の公所や社会教育施設で開催される体験活動について情報発信に努める。
- (2) 青少年活動団体指導者の育成
 - 各市町と連携したジュニア・リーダーの計画的な養成と資質の向上に努める。また、子ども会活動や地域貢献活動等へのジュニア・リーダーの積極的な活用を奨励する。
 - 青少年の健全育成を図るための指導者・支援者の資質向上と充実に努める。
- (3) 青年の地域活動支援
 - 青年地域活動促進事業（地方青年文化祭等の事業）を通して、青年と関係機関・各種団体との連携を図り、青年の地域づくりへの参画・促進を支援する。
 - 成人対象事業の普及と充実を通して、地域社会等の要請に応える指導者の養成と資質向上に努める。
 - 生きがいや健康づくりをねらいとする学習事業を奨励し、主体的な学習活動の展開を支援する。
 - 趣味・特技を生かし、地域指導者として社会活動やボランティア活動に積極的に参加できるよう支援と情報提供に努める。

6 みやぎの文化育成支援

- (1) 青少年の文化芸術活動の充実
 - 様々な芸術文化の鑑賞機会を通して、芸術鑑賞能力の向上と豊かな情操の涵養に努める。
 - 宮城県巡回小劇場・青少年劇場小公演・文化芸術による子供育成総合事業等の情報提供を行い、開催を支援する。
 - 各文化団体との連携を図り、地域住民が参加する創造性豊かな文化活動を支援する。
- (2) 文化芸術活動を担う人材・団体の育成
 - 管内の文化芸術関係団体の活動状況の把握に努め、資質向上につながる研修会等の情報提供を行う。
 - 文化遺産の歴史的魅力の啓発に努め、保護体制の充実を支援する。

7 子どもの読書活動の推進

- (1) 市町村子ども読書活動の支援
 - 市町や諸団体等への研修会開催情報の提供と活動支援をする。
 - 「第五次みやぎ子ども読書活動推進計画」に基づき、市町の「子ども読書活動推進計画」策定を支援する。

8 社会教育関係施設の機能充実

- (1) 社会教育施設の利用促進と機能充実への支援
 - 管内の各社会教育関係施設等の活動内容や特色ある取組等の情報を収集し、社会教育施設等と学校や家庭との連携が図れるよう情報発信に努める。

◎ 留意点

- (1) 市町教育委員会や各種社会教育団体と積極的に情報交換を行うことで連携の強化を図り、管内の生涯学習・社会教育を効果的に推進する。
- (2) 小・中学校等に対しては、地域や家庭との協働による教育活動を推進するために、情報提供や助言を行い、市町の支援組織に積極的に協力する。
- (3) 管内の社会教育諸団体の事業に進んで協力と支援を行い、団体の育成と連携を深める。

Ⅱ 社会教育事業の概要

1 管内で開催される事業等

(1) 主催・主管等事業・研修会

区分	事業名	趣旨・内容	参加対象	予定期日・会場
青少年教育	ジュニア・リーダー 中級研修会	子ども会活動の振興を図るための支援及び年少リーダーの資質の向上を図る。	初級修了者で、地教委教育長が推薦する中高生	8月7日(金)～ 8月8日(土) 会場：松島自然の家
	地方青年文化祭	地域青年が仲間と共に文化活動の発表や祭典を企画・運営・参加する機会を通して、青年同士及び地域住民とのネットワークを広げ、地域振興の発展に資する。	該当地区を基盤に活動している青少年・一般	石巻地区 令和9年1月24日(日) 会場：東松島市コミュニティーセンター 登米地区 令和9年2月7日(日) 会場：南方農村環境改善センター
芸術・文化(県)	宮城県巡回小劇場	かおり高い文化芸術を身近に鑑賞する機会を通して、豊かな情操を養い、豊かな人間形成を図るとともに、地域の文化芸術の振興に寄与する。 【参加対象】児童・生徒、教職員、保護者等		
		演劇1「グリムのハンスと大悪魔」 調整中 演劇2「めっきら もっきら どおんどん」 調整中	音楽「サクソフォン四重奏コンサート」 調整中	
	青少年劇場小公演	器楽1「アルパとヴァイオリンのコンサート」 調整中 声楽2「馬頭琴と揚琴(ヤンチン)コンサート」 調整中	伝統芸能「はなしの伝統芸能『落語』」 調整中	
	地方音楽会	地方音楽会A <アンサンブル公演(約5名編成)> 調整中	地方音楽会B <オーケストラ公演(約60名編成)> 調整中	
協働教育	協働教育研修会	家庭・地域と学校による協働教育の重要性の理解と、協働教育機運の醸成を図る。	教員(地域連携担当等)、行政担当者、地域コーディネーター等	11月11日(水) 会場：桃生公民館
	地域連携担当者研修会	地域連携を担当とする教員及び行政職員が、協働教育に関する知識と理解を深めるとともに、地域連携の必要性や地域連携担当者としての役割を理解し、資質の向上を図る。	教員(地域連携担当等)、行政担当者、地域コーディネーター等	7月8日(水) 会場：桃生公民館
家庭教育支援・子育て	子育てサポーター養成講座	主に幼児や小学生、中学生の子どもを持つ親に対して、子育てやしつけ等について気軽に相談に応じたりアドバイスを行ったりする人材を養成することにより、家庭教育や子育てに悩む親を地域全体で支援しようとする環境と社会意識の醸成に資する。 【主管】東部教育事務所	一般県民	① 5月27日(水) ② 6月2日(火) ③ 6月9日(火) 会場：①③登米合庁 ② 石巻合庁
	「学ぶ土台づくり」研修会・講演会	第3期「学ぶ土台づくり」推進計画の周知と施策の円滑な展開を図る。また、参加型学習の手法を中心に子育てについて主体的に学ぶとともに、ネットワークの構築を図る。	保育所等職員、放課後児童クラブ指導員、教員、行政担当者等	9月17日(木) 会場：石巻合庁

区分	事業名	趣旨・内容	参加対象	予定期日・会場
家庭教育支援・子育て	「学ぶ土台づくり」圏域別親の学び研修会	第3期「学ぶ土台づくり」推進計画の周知と施策の円滑な展開を図る。また、参加型学習の手法を中心に子育てについて主体的に学ぶとともに、ネットワークの構築を図る。	一般県民、PTA、教員、行政担当者等	①期日：7月10日(金) 会場：登米市立新田幼稚園 ②期日：8月27日(木) 会場：登米市立南方幼稚園 ③期日：11月19日(木) 会場：東松島市コミュニティセンター ④期日：1月22日(金) 会場：女川町立しおかぜ保育所 ⑤期日：2月8日(月) 会場：石巻市立山下小学校
	登米地区子育て支援・家庭教育支援等行政担当者会議	子育て支援担当者と家庭教育支援担当者が一堂に会して情報や意見を交換することにより、管内の子育て支援及び家庭教育支援事業のより一層の充実を図る。	登米市行政担当者 東部保健福祉事務所登米地域事務所	① 5月20日(水) ② 1月14日(木) 会場：登米合庁
	家庭教育支援チームネットワーク研修会	親の学びのプログラムにおけるファシリテーションや傾聴のスキル等、その資質の向上を図るためにお互いの事業を見合い、意見交換することで、東部管内の家庭教育支援チームの連携を構築する。	管内に設置されている家庭教育支援チームのチーム員等	県家庭教育支援チーム派遣事業・学ぶ土台づくり研修会事業を行う日に実施
社会教育推進体制	社教主事公民館等訪問指導	公民館等における生涯学習・社会教育、スポーツ、文化関連事業等について指導助言または援助を行い、管内の生涯学習・社会教育の振興に資する。	東部管内社会教育施設	各市町の要請に応じ随時 7月～12月
	社教主事学校訪問	各学校が推進する地域学校協働活動や協働教育について必要な助言を行う。	東部管内小・中学校	教育委員会、学校の要請に応じ随時 5月～2月(予定)
	社教主事教育委員会訪問	教育委員会が家庭・地域・学校の連携・協力の促進に関する事業等を行う場合について必要な助言を行う。	東部管内教育委員会	
行政研修・会議等	東部管内生涯学習・生涯スポーツ等主管課長会議	管内の生涯学習・生涯スポーツ等、重点事業等の充実・振興について共通理解を深める。	東部管内生涯学習生涯スポーツ課長等・教育事務所社教主事	① 4月24日(金) ② 1月29日(金) 会場：石巻合庁
	東部管内社会教育担当者会議	東部管内の社会教育主事の研修・情報交換等を通して、社会教育主事としての資質の向上を図る。	教育事務所社会教育主事、派遣社会教育主事、割愛社会教育主事	年間12回 会場：石巻合庁 他

(2) 市町補助事業

区分	事業名	趣旨・内容	参加対象	対象市町・学区
協働 年教育 教育・ 青少	地域学校協働活動推進事業	地域住民や企業・NPOの団体等と学校が連携・協働しながら、地域全体で子供たちの学びや成長を支えていく「地域学校協働活動」の充実を図り、「地域学校協働活動本部」の組織化を推進する。	家庭、地域、学校	石巻市 登米市 東松島市 女川町

区分	事業名	趣旨・内容	参加対象	対象市町・学区
協働教育・青少年教育	放課後子ども総合プラン推進事業 (放課後子供教室)	放課後の子供たちの安全・安心な活動拠点を設け、地域住民の参画を得て、子供たちの学習活動や体験活動の取組を推進し、地域の教育力の向上や活性化を図る。	児童	[石巻地区] ・石巻小学校区 ・和瀨小学校・蛇田小学校 ・向陽小学校・鹿又小学校 ・雄勝小学校・開北小学校 ・須江小学校・中里小学校 ・住吉小学校・釜小学校 ・前谷地小学校 [東松島地区] ・矢本西小学校 ・鳴瀬桜華小学校 ・矢本東小学校 ・宮野森小学校 [女川地区] ・女川小学校 [登米地区] ・浅水小学校・豊里小学校 ・米山東小学校・石越小学校 ・津山小学校・新田小学校 ・北方小学校・登米小学校 ・南方小学校

(3) 共催・後援・協力等事業

主催	事業名	趣旨・内容	参加対象	予定期日・会場
青少年のための市・町民会議	少年の主張地区大会	広い視野と柔軟な発想や創造性をもって、自分の意見や考え、願い等を相手に伝えることを目的として行う。	各市町中学校生徒代表	[石巻地区] 9月 2日(水) 会場：女川町生涯学習センター ----- [登米地区] 9月 3日(木) 会場：津山中学校
	青少年のための市民会議総会	国、県、市の施策と呼応して青少年の健全な育成を図ることを目的として実施する。	推進(指導)員、青少年育成関係者	[登米地区] 期日：未定 会場：未定
	青少年健全育成推進のつどい	青少年を取り巻く諸問題の解決について理解を深め、健全育成の効果的推進と資質の向上に寄与する。	青少年育成関係者	[登米地区] 期日：未定 会場：未定
子ども会育成連絡協議会	ジュニア・リーダー初級研修会	東部管内のジュニア・リーダーの資質向上を図るための、プログラム立案や運営の支援を行う。	各市町ジュニア・リーダー	各市町の計画による
	県子連東部教育事務所管内市町会長・事務局長会議	県子連と地子連の連携により、単位子ども会活動の活発化を図る。	県子連役員・事務局、市町子連会長等	期日：未定 会場：未定
	登米市子ども会育成会総会	登米市各町子ども会育成相互の連絡調整を行い、子ども会の充実発展を図る。	子ども会育成関係者	期日：未定 会場：未定

区分	事業名	趣旨・内容	参加対象	予定期日・会場等
石巻地区社会教育委員・社会教育関係職員協議会	石巻地区社会教育委員・社会教育関係職員連絡協議会総会・研修会	研修会での協議や情報交換を通して、社会教育委員、関係職員の資質向上と交流を図る。	市町社会教育委員・社会教育等関係職員	総会・研修会 期日・会場未定 研修会 11月11日(水) 会場：桃生公民館 (東部管内協働教育研修会と同時開催)
視聴覚センター	石巻地区情報教育研修会	情報教育や視聴覚教育の現状と今日的課題等について研修を深め、学校での推進に資する。	学校教育関係者	期日：未定 会場：未定

2 県段階で開催される主な事業

区分	事業名	趣旨・内容	参加対象	予定期日・会場等
生涯学習	みやぎ県民大学 「大学開放講座」 「高等学校開放講座」	大学、高等学校、社会教育関係施設の教育機能を地域社会に開放し、広域的に学習の機会を提供する。	一般県民	期日・会場未定
協働教育	地域学校協働活動推進員研修会ⅠⅡⅢ	地域と学校の連携・協働体制の強化、コーディネート機能の向上を図るため、地域と学校をつなぐ地域コーディネーター、地域連携担当教職員の専門的なコーディネートスキルの向上を図る。	教員(地域連携担当等)、行政担当者、地域コーディネーター、子育てサポーター等	① 6月11日(木) 会場：東北自治総合研修センター ② 8月31日(月) 会場：東北自治総合研修センター ③ 11月17日(火) 会場：東北自治総合研修センター
	「みやぎ教育応援団」マッチング会議	隔年で地域連携担当者研修会と同日開催。企業やNPO等民間団体との連携の必要性を理解するとともに、「みやぎ教育応援団」の団員との交流・情報交換を通して、学校等における「みやぎ教育応援団」の活用を促進する。	地域連携担当教職員、行政担当者、社会教育主事等	〔県庁会場〕 6月24日(水) 会場：県庁講堂 〔北部会場〕 10月28日(水) 会場：大崎合庁
	地域学校協働活動体験研修会	地域と学校の連携・協働体制の強化、コーディネート機能の向上を図るため、地域と学校をつなぐ地域コーディネーター、地域連携担当教職員の専門的なコーディネートスキルの向上を図る。	教員(地域連携担当等)、行政担当者、地域コーディネーター、子育てサポーター等	10月16日(金) 会場：松島自然の家
	放課後子供教室指導者・地域活動指導者等研修会・連絡会議	放課後子供教室に関わる指導者の資質向上を図るとともに、関係者同士の情報交換・情報共有の場を提供し、県内放課後子供教室運営の充実を図る。	行政担当者 放課後子供教室指導者	9月15日(火) 会場：東北自治総合研修センター

区分	事業名	趣旨・内容	参加対象	予定期日・会場等
部活動地域移行の推進 (文化部)	文化部活動 地域展開研修会	文化芸術に継続して親しむ機会を確保するとともに、市町村における文化芸術活動の環境整備及び文化部活動の地域移行に向けた環境整備の推進。	市町村教育委員会、文化芸術団体等、教職員等	1月15日(金) 会場：県庁
	部活動地域展開 フォーラム		市町村教育委員会、教職員等、文化芸術団体、スポーツ団体、外部指導者等	9月8日(火) 会場：東北自治総合研修センター
	指導者対象研修会		文化芸術団体、スポーツ団体、外部指導者等	①期日：未定 場所：未定 ②期日：未定 場所：未定 ③期日：未定 場所：未定
家庭教育支援	みやぎらしい家庭教育支援基盤形成事業	家庭教育支援者の支援活動への意欲と実践力の向上とネットワーク化の構築を図る。	子育てサポーター、同リーダー他	・市町村家庭教育支援関係職員研修会 1回 ・子育てサポーターリーダー養成講座 3回 ・家庭教育支援ネットワーク研修会 1回 ・家庭教育支援チーム研修会 2回 会場：県庁他
青少年教育	市町村青少年教育関係職員研修会	市町村の青少年支援関係者が、青少年教育の現状やこれからの目的、課題の改善を図る事業の企画方法やジュニア・リーダー等の地域人材の活用方法について、講義及び先進事例研究、グループセッション、情報交換等を通して研修し、各市町村で青少年教育事業のさらなる発展に資する。	各市町村青少年教育担当者、公民館職員、各市町村まちづくり推進担当者	5月18日(月) 会場：県庁
	ジュニア・リーダー上級研修会	子ども会活動リーダー、地域ボランティアとしての資質向上を図る。	ジュニア・リーダー中級研修修了者	12月19日(土)～ 12月20日(日) 会場：志津川自然の家
	MIYAGI ユースプロジェクト	防災活動や地域活動をテーマにしたサマーキャンプを実施し、青少年の主体的な学びの構築や、地域住民と協働の学びを通して地域コミュニティの醸成を図る。	青少年	6月27日(土) 会場：県庁 7月4日(土) 会場：登米市迫公民館 9月26日(土) 会場：県庁
	体験活動等を通じた青少年自立支援事業	参加者やスタッフとの交流や自然体験活動を通して社会性を育む4泊5日の宿泊体験活動を実施。	学校に行きづらさを感じる県内小中学生20人	1月16日(土)～ 1月17日(日) 会場：蔵王自然の家
	宮城県青年文化祭	各地区代表による青年文化活動の発表会を行う。	地区代表 一般県民	6月28日(日) 会場：やくらい文化センター
	宮城県青年体育大会	各地区の青年代表者が競技を通して友好親善を深めるとともに、健康で文化的な地域社会の創造を目指す。	地区代表	8月29日(土) ～8月30日(日) 会場：南三陸町総合体育館

区分	事業名	趣旨・内容	参加対象	予定期日・会場等
青少年教育	少年の主張宮城県大会	広い視野と柔軟な発想や創造性をもって、自分の意見や考え、願い等を相手に伝えることを目的として行う。	中学校代表生徒 県民会議会員 一般県民	期日：未定 会場：未定
	青少年健全育成県民総ぐるみ運動推進会議	広く県民の創意を結集し、次代を担う青少年の健全な育成を図る。	推進指導員、青少年育成関係者	期日：未定 会場：未定
	青少年健全育成みやぎ県民のつどい	青少年問題の重要性を再認識し、青少年健全育成国民運動の趣旨を県民にアピールする。	青少年育成関係者	期日：未定 会場：未定
成人教育	宮城県PTA指導者中央研修会	PTA役員等の資質の向上を図る。	幼・小・中・高・特別支援教育諸学校PTA関係者等	8月4日(火) 会場：東北自治総合研修センター
子どもの読書活動の推進	市町村子ども読書活動関係職員研修会	子ども読書活動推進の方向性などに関する研修を実施し、子ども読書活動に関する情報共有を図るとともに、知識や意識の向上を図る。	行政職員	5月22日(金) 会場：県図書館
行政研修・会議	県生涯学習課、教育事務所連絡会議	宮城県の生涯学習重点事業等の充実・振興についての協議・連絡調整を行う。	生涯学習課、教育事務所生涯学習担当	4月15日(水) 7月16日(木) 9月9日(水) 2月5日(金) 会場：県庁
	生涯学習・社会教育主管課長等会議	宮城県生涯学習、社会教育、青少年行政施策、重点事業等生涯学習の充実・振興についての理解を深める。	市町村等生涯学習・社会教育・社会体育主管課長等、青少年行政主管課長等、県社会教育主事等	4月15日(水) 会場：県庁
	派遣・割愛社会教育主事研修会	派遣市町村等における生涯学習及び生涯スポーツの推進状況について協議するとともに、今後の生涯学習振興や具体的事業の方策についての研究協議を行うことで資質を高める。	生涯学習課、教育事務所生涯学習担当、派遣・割愛社会教育主事	4月15日(水) 2月5日(金) 会場：県庁
	宮城県社会教育委員連絡協議会研修会	社会教育委員の使命・審議等の事例研究を通して資質向上を目指した研修を行う。	市町村社会教育委員、社会教育関係職員、公民館職員	9月4日(金) 会場：南三陸町
	社会教育主事・社会教育士フォローアップ研修会兼社会教育フォーラム	社会教育主事講習受講者が社会教育・生涯学習の現状(施策)を理解し、社会教育主事としての資質・能力や実践力を高める。 社会教育ネットワーク構築と社会教育主事有資格者等の活用のための高度な実践的研究協議を開催する。	社会教育主事有資格者(市町村職員及び教育職員)・社会教育・生涯学習関係者・生涯学習、まちづくりに興味関心のある方全て	8月19日(水) 会場：県庁

区分	事業名	趣旨・内容	参加対象	予定期日・会場等
行政 研修 ・ 会議	社会教育・公民館等職員研修会「社会教育基礎研修会」	県民の生涯学習を支援する社会教育主事や市町村等の社会教育関係職員の専門性を育成し、資質と実践力の向上を図るため、各分野の職務内容に応じた研修を行う。	市町村社会教育関係職員、公民館等社会教育施設職員、社会教育主事等の社会教育関係職員	5月13日(水) 会場：石巻合庁
	社会教育・公民館等職員研修会「学習プログラム研修会」			6月23日(火) 会場：松島自然の家
	社会教育・公民館等職員研修会「障害者の生涯学習」			10月15日(木) 会場：県庁
	東北大学社会教育主事講習事前研修会	社会教育主事講習についての心得と社会教育への理解を深める。	社会教育主事講習受講者	6月12日(金) 会場：東北自治総合研修センター
	東北大学社会教育主事講習	社会教育法第9条の5の規定に基づく社会教育主事資格取得のための講習を受講する。	社会教育主事講習等規定2条に定めるもの	6月22日(月) ～8月7日(金) 会場：東北自治総合研修センター及び 東北大学
	国社研社会教育主事講習【B】 地方会場(宮城)			1月中旬～2月中旬 会場：松島自然の家他